

農地中間管理事業と土地改良区

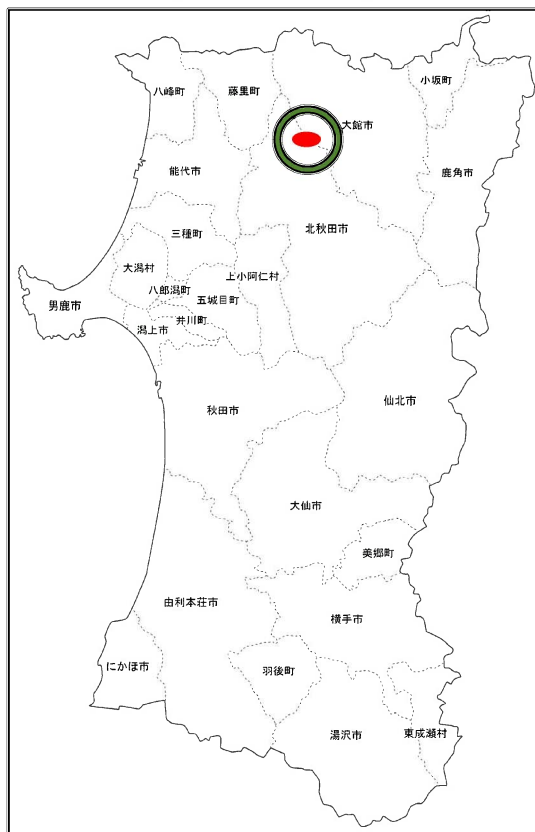
～理想的集約化と最大の支援を目指して～

むかいくろさわ 北秋田市向黒沢地区

北秋田市土地改良区
事務局長 山内 幸雄

向黒沢地区の概要

【位置図】



【事業の実施状況】

ほ場整備事業

昭和59年度～平成2年度
(受益面積61ha・30a区画)

簡易な基盤整備

平成24年度～現在
(暗渠排水・区画拡大)

農地中間管理事業

平成27年度
(地域は集落単位 81ha)

※地域内の農地は、北秋田市と大館市

事業実施前の耕作状況

全体面積 81 ha (北秋田市40ha 大館市41ha)

法人 A	35 ha	(集落の 7 割強が構成員)
------	-------	----------------

法人 B	11 ha	(所有地+借受地)
------	-------	-----------

担い手 C	8 ha	(所有地)
-------	------	-------

担い手 D	6 ha	(所有地)
-------	------	-------

担い手 E	5 ha	(所有地)
-------	------	-------

入り作者	16 ha	(十数名)
------	-------	-------

秋田県農地中間管理機構リーフレット

【平成26年度】

農地中間管理機構に農地を貸した地域、農家には
「機構集積協力金」が交付されます。

※交付要件等、詳細については市町村等に確認してください。

地域に対する支援

地域集積 協力金

- 【対象者】 地域における話し合い（人・農地プラン）により、機構にまとまった農地を貸付けた「地域」
- 【要件】 地域内農地の一定割合以上が機構に貸付けられていること

交付 単価	貸付割合	H26～27	H28～29	H30
	2割超5割以下	2万円/10a	1.5万円/10a	1万円/10a
	5割超8割以下	2.8万円/10a	2.1万円/10a	1.4万円/10a
	8割超	3.6万円/10a	2.7万円/10a	1.8万円/10a

個々の農家に対する支援

農地を機構に10年以上貸付け、機構から借り手に貸付けられた場合、協力金が交付されます。

経営転換 協力金

- 【対象者】 経営転換やリタイアする農業者、農地の相続人

交付 単価	貸付面積	単価
	0.5ha以下	30万円/戸
	0.5ha超2ha以下	50万円/戸
	2ha超	70万円/戸



耕作者 集積 協力金

- 【対象農地】 ①機構の借受農地に隣接、又は、公表された借受希望者の経営農地に隣接する農地
- 【対象農地】 ②連続した面的要件を満たす2筆以上の農地

交付 単価	H26～27	H28～29	H30
	2万円/10a	1万円/10a	5千円/10a

【平成29年度】

平成29年度機構集積協力金の交付基準（秋田県）

1 交付対象期間

平成29年1月から12月末までに機構から借り手に転貸されたものが対象です

2 交付基準

(1) 交付単価（基本ルール）

個人へ交付される協力金の交付条件は、「貸付期間10年以上」です

① 経営転換協力金

リタイアや経営転換などの農業者が対象

貸付面積	新規集積農地	新規集積農地以外	下限額	上限額
0.5ha以下	3.5万円/10a	1.5万円/10a	12万円/戸	30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下			20万円/戸	50万円/戸
2.0ha超			28万円/戸	70万円/戸

② 耕作者集積協力金

機構の借受農地の隣接地や、2筆以上の隣接する農地を貸し付ける者が対象で転賃の結果、担い手が連担して経営していることが必要

新規集積農地	新規集積農地以外
1万円/10a	0.5万円/10a

③ 地域集積協力金

地域内の農地の一定割合以上を貸し付ける地域が対象

貸付割合	新規集積農地	新規集積農地以外
2割超5割以下	1.5万円/10a	左記単価を上限に 地域へ残額を分配
5割超8割以下	2.1万円/10a	
8割超	2.7万円/10a	

※新規集積農地とは

機構に貸付する前の1年間、担い手が特定農作業受託を含め一度も使用しておらず、機構から担い手に転賃した農地です。

※交付は①及び②が優先となることから、予算状況等によっては、③の交付単価どおり交付できないことがあります。

(2) 再配分（経営転換協力金・耕作者集積協力金）

基本ルールにより、地域集積協力金の新規集積農地以外へ満額配分してもなお、予算に余裕がある場合は、上限額まで経営転換協力金、耕作者集積協力金の順に再配分します。

○再配分の対象：基本ルールでの配分額が、上限額に満たない者

○再配分の計算方法：予算の残額から計算した単価で、貸付面積に応じて配分

事業実施に向けた取組

①事業内容説明会

法人構成員と担い手・入り作者を分けて開催

当初の参加予定は、2法人の面積46ha(56%)

②担い手と協議

担い手Cの方から事業参加（貸付）の申出あり
担い手D及びEへ説明・事業参加合意取付

事業参加面積が63ha(77%)に増加

事業実施に向けた取組

③入り作者と協議

入り作者へ説明・数名より参加合意取付

事業参加最終面積 74ha(91%)

④地域全体の配分計画策定

受け手（耕作者）は2法人と入り作者2名

経営転換・耕作者集積協力金を見据えた配分
地域集積協力金は貸付割合最大の8割超

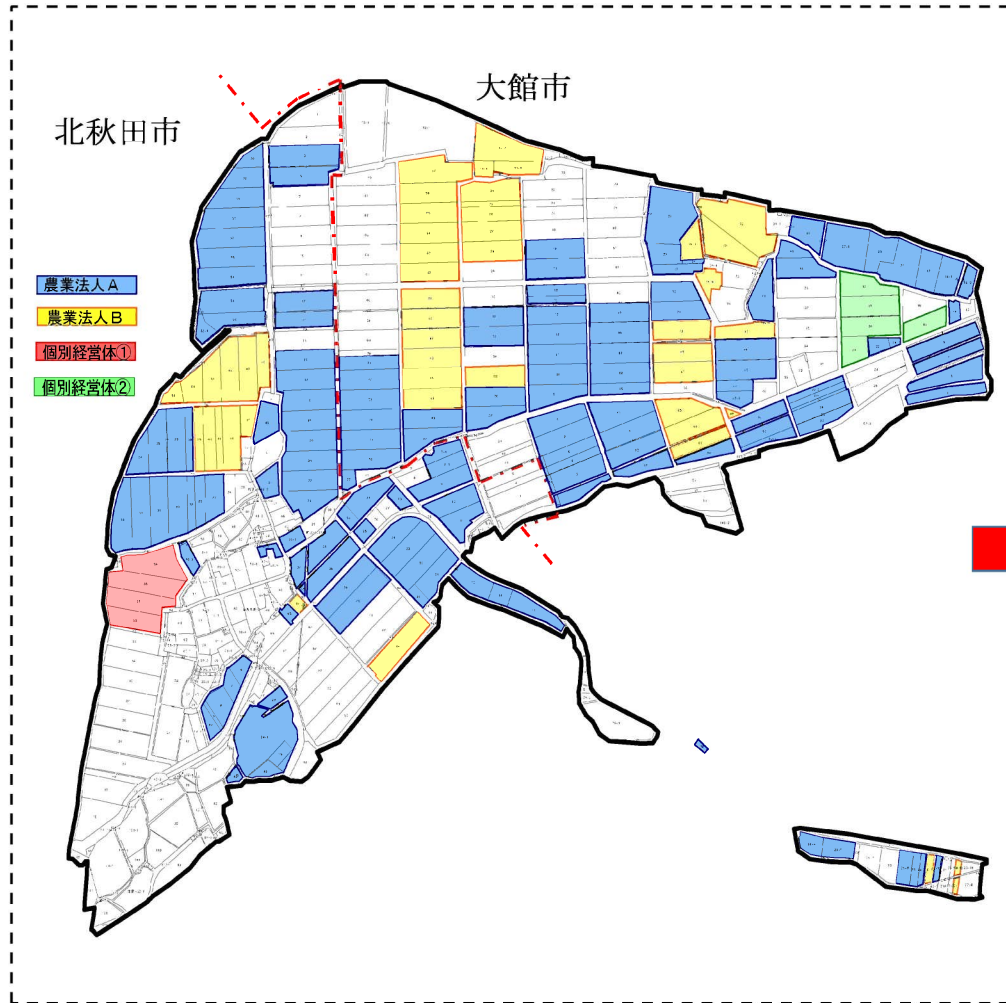
配分計画の内訳

(単位: ha)

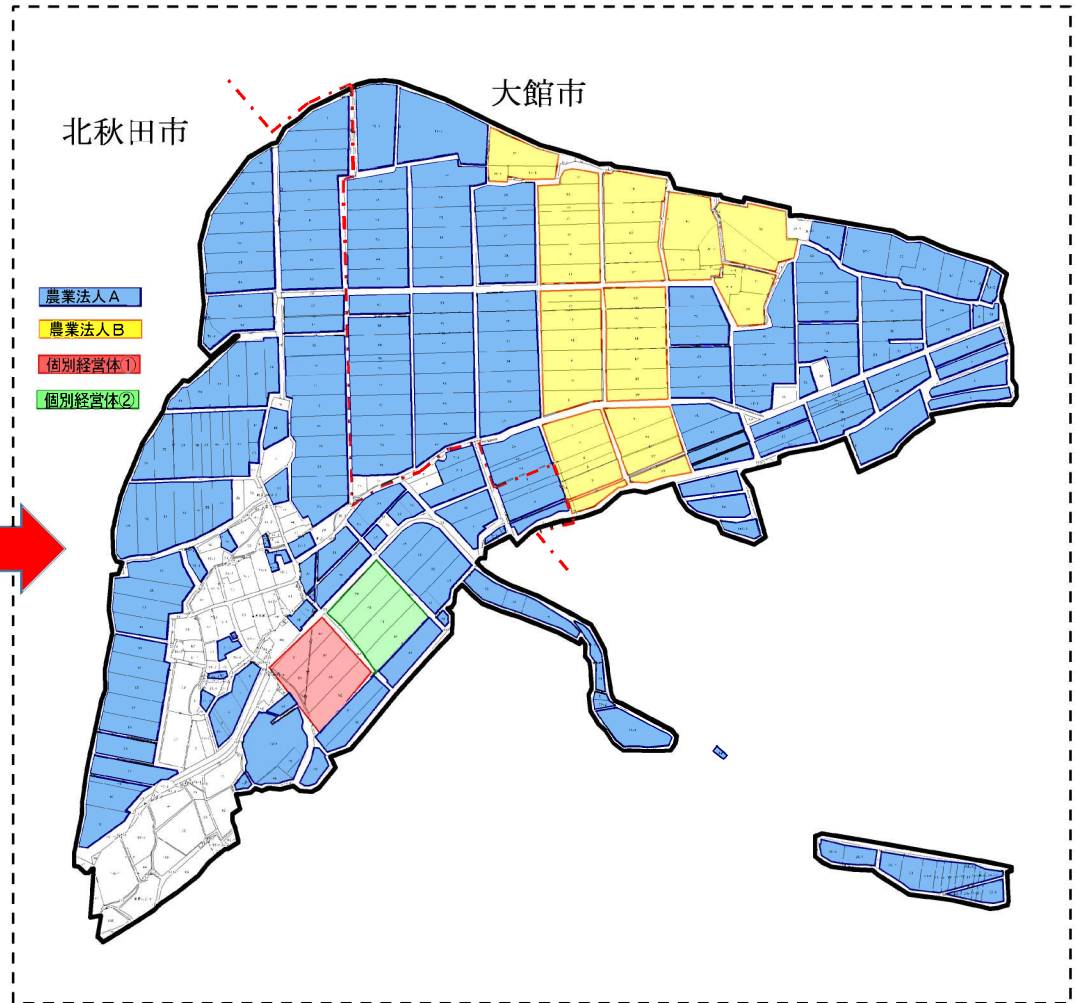
経 営 体	配分(耕作) 面積		合 計	備 考 (集約化)
	北秋田市	大館市		
法人 A	30.6	27.9	58.5	23.5
法人 B		12.6	12.6	1.6
入り作F	1.4		1.4	0.2
入り作G	1.4		1.4	0.2
計	33.4	40.5	73.9	25.5
全体面積	39.8	41.3	81.1	
貸付割合	83.9%	98.1%	91.1%	

集約化前後の全体図

【事業実施前】



【事業実施後】



土地改良区として協力した事項

- 事業の周知  構成員・担い手等へ個別対応
- 賃貸借の解約  合意解約書作成～提出
- 相続登記  相続関係書類の作成
- 配分計画  地域全体の配分計画を策定
- 契約書  北秋田市・大館市が集落会館へ出向
土地改良区は日時等の調整

おわりに

○事業に取り組む時期は地区毎に違うが、事業の趣旨や要件・支援内容等は早期把握を！

○農地中間管理機構が行うほ場整備事業に、土地改良区の参画は必須！

～ご静聴ありがとうございました。～